七　申請者が個人であるときは、次に掲げる書類
イ　住民票の写し又はこれに相当する書類
［ロ　略］
八　申請者が外国法人等であるときは、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める書類
イ　申請者の国内代表者等が法人の場合　当該国内代表者等の登記事項証明書
ロ　申請者の国内代表者等が個人の場合　当該国内代表者等の住民票の写し
九　申請者が外国法人等であるときは、申請者の国内代表者等に、法の規定により総務大臣が行う処分の通知及び第六十一条の三の規定により総務大臣が行う通知を受領する権限を付与したことを証する様式第二の二による書類
十　［略］
（登録の更新）
第四条の二　［略］
［２　略］
３　法第十二条の二第二項において準用する法第十条第二項の総務省令で定める書類は、次のとおりとする。
［一～三　略］
四　申請者が法人であるときは、次に掲げる書類
イ　定款及び登記事項証明書又はこれらに相当する書類
［ロ・ハ　略］
五　申請者が法人以外の団体であるときは、次に掲げる書類
イ　定款、規約等当該団体の目的、組織、運営等を明らかにする書類
ロ　役員の名簿、履歴書及び住民票の写し又はこれに相当する書類
［ハ　略］
六　申請者が個人であるときは、次に掲げる書類
イ　住民票の写し又はこれに相当する書類
［ロ・ハ　略］
七　申請者が外国法人等であるときは、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める書類
イ　申請者の国内代表者等が法人の場合　当該国内代表者等の登記事項証明書
ロ　申請者の国内代表者等が個人の場合　当該国内代表者等の住民票の写し
八　申請者が外国法人等であるときは、申請者の国内代表者等に、法の規定により総務大臣が行う処分の通知及び第六十一条の三の規定により総務大臣が行う通知を受領する権限を付与したことを証する様式第二の二による書類
九　［略］
十　［略］
十一　第九号の事由が、申請者の特定関係法人以外の者が申請者に電気通信事業の全部又は一部を譲渡したときである場合には、次に掲げる書類
［イ・ロ　略］
十二　第九号の事由が生じた日以降五年内の日を含む毎事業年度における様式第四の三による事業収支見積書

七　［同上］
イ　氏名、住所及び生年月日を証する書類
［ロ　同上］
［新設］

［新設］

八　［同上］
（登録の更新）
第四条の二　［同上］
［２　同上］
３　［同上］

［一～三　同上］
四　［同上］
イ　定款の謄本及び登記事項証明書
［ロ・ハ　同上］
五　［同上］
イ　定款、規約等当該団体の目的、組織、運営等を明らかにする書類の謄本
ロ　役員の名簿、履歴書並びに氏名、住所及び生年月日を証する書類
［ハ　同上］
六　［同上］
イ　氏名、住所及び生年月日を証する書類
［ロ・ハ　同上］
［新設］

［新設］

七　［同上］
八　［同上］
九　第七号の事由が、申請者の特定関係法人以外の者が申請者に電気通信事業の全部又は一部を譲渡したときである場合には、次に掲げる書類
［イ・ロ　同上］
十　第七号の事由が生じた日以降五年内の日を含む毎事業年度における様式第四の三による事業収支見積書